



議長の承認を求める存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

この際、厚生大臣から発言の申し出がありますので、これを許します。厚生大臣小沢辰男君。

○小沢国務大臣 社会労働委員会の御審議に先立ちまして、一言、就任のごあいさつを申し上げます。

わが国は今日、内外にわたり多くの課題に直面しておりますが、国民のすべてが健康で豊かな生活を送れる政治を行うことは、一層重要な国政の課題になつております。国民の健康と福祉を守る厚生行政は、重大な責任を担うべきものであると考えます。

現在、厚生行政は多くの課題を抱えております

が、特に医療保険制度については、最近の経済情勢、医療費の増加傾向等にかんがみると、制度全般にわたつて基本的な見直しが必要な時期に来ています。

しかしながら、政府管掌健康保険を初めとする医療保険の財政は、現在すでにきわめて窮屈した状況にあり、制度の運営にも支障を生じかねない状態となつておきます。このため、今国会において健康保険制度の当面の円滑な運営を図るために法案を御審議願うこととしており、その速やかな成立をお願いを申し上げる次第でございま

す。

医療保険制度全般にわたる基本的見直しについて、この法案の成立をまつて逐次実施に移していく所存でございます。

また、来るべき老齢社会における社会保障の核となる年金制度につきましても、近年、大幅な年金水準の改善を図つてまいりましたが、今後も年金制度に寄せられる期待にこたえていくため、その改善、充実を図つていく考えであります。

このほか、保健医療の面では、これまでの治療増進にも重点を置いた施策の充実、食品、医薬品の安全対策の推進、老人の特性を考慮した総合的な老人保健医療対策の推進などを強力に推し進めてまいる考えであります。

また、心身障害児・者、母子家庭等の方々や老人・児童に対する福祉対策の充実や、水道、廃棄物処理施設などの快適な環境をつくるための施設の整備についても積極的に推進してまいりたいと思ひます。

このほか、厚生行政の課題は山積いたしておりますが、そのいずれをとりましても、国民一人一人の日常生活に密着した重要な問題でありますので、皆様方の御鞭撻を得ながら努力をしてまいります。何とぞ絶大なる御努力を賜りますよう切にお願い申し上げまして、ごあいさついたします。(拍手)

○橋本委員長 次に、労働大臣から発言の申し出がありますので、これを許します。労働大臣藤井勝志君。

○藤井国務大臣 このたび、内閣改造により労働大臣に就任いたしました藤井勝志でございます。社会労働委員会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げ、委員各位の御理解と御協力をいただきたいと思います。

労働行政にとって現在、最も重要な課題は、厳しい経済情勢のもとの雇用の安定であります。

このため、すでに本年十月一日から発足した雇用安定資金制度を活用し、積極的に失業の予防に努めるとともに、積極的な求人開拓と適切な就職指導、機動的な職業訓練の実施等により、離職者の円滑な再就職の促進を図つてまいりたいと存じます。

構造不況業種からの離職者対策につきましても、現行の制度を活用して失業の予防と離職者の再就職の促進に努めているところであります。当委員会における御審議の成果を踏まえ、今後、万全を期する所存でございます。

今後の経済情勢は、十月以来の田高の影響等により一層厳しいものが想像されます。このよつな情勢のもとで雇用の安定を推進していくためには、経済政策、産業政策との密接な連携のもとに雇用政策を強力に推進していくことが必要であります。

私は、内閣の一員として、他の閣僚とともに困難な現状を乗り切るため全力を尽くす所存でござりますので、委員各位の格段の御鞭撻と御協力ををお願い申し上げまして、就任のごあいさつといったります。(拍手)

○橋本委員長 厚生政務次官及び労働政務次官から、それぞれ発言の申し出がありますので、これを許します。厚生政務次官戸井田三郎君。

○戸井田政府委員 このたび、厚生政務次官に就任をいたしました戸井田三郎であります。

従来、委員各位に大変御指導をいただいておりましたが、これからもよろしくお願ひ申し上げます。

○橋本委員長 厚生政務次官及び労働政務次官を許します。厚生政務次官戸井田三郎君。

○戸井田政府委員 今回、労働政務次官に任命されました向山一人でございます。

重責を果たすため全力を挙げてまいりますので、どうか委員の皆さん方、一層よろしくお願ひいたします。(拍手)

○橋本委員長 小委員会設置に関する件についてお諮りいたします。

先般の理事会で御審議願いましたとおり、小委員十九名よりなる医療保険制度に関する小委員会を設置いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次に、小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報をもって御通知いたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可並びにその補欠選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○橋本委員長 内閣提出、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。小沢厚生大臣。

○橋本委員長 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○橋本委員長 内閣提出、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

医療保険制度につきましては、昭和四十八年の改正により大幅な給付改善と保険財政の健全化のための諸施策が講じられ、また、昭和五十一年には社会経済情勢の変動に対応したスライド的な改正が行われたところであります。

しかししながら、医療保険をめぐる諸情勢は一層の厳しさを加え、各制度とも、その財政状況は逐年悪化の傾向にあります。保険料収入については、かつてのような大幅な伸びが期待できない反面、医療の高度化、人口構造の老齢化の進展等により、

保険給付費は今後も増加の傾向を示すものと思われます。

政府は、このような社会経済情勢のもとにおける医療保険の給付のあり方と、これを支え得る費用負担のあり方の両面にわたっての全般的な検討を急ぎ、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしておりますが、健康保険の財政は、すでにきわめて窮屈した状況にあり、制度の運営にも支障を生じかねない状態となつております。

このような事情を考慮し、政府は、臨時応急的な財政対策など健康保険制度の当面の円滑な運営と内容の充実を図るために必要な措置を講ずることとし、第八十回国会に健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案を提出し、御審議を煩わしたのであります。前国会において審議未了となり、成立を見るに至りませんでした。

しかしながら、健康保険の財政は、極度に窮迫しており、一日も早く臨時応急の財政対策の実施を必要とする状況でありますので、ここに再度この法律案を提案し、御審議願うこといたしました次第であります。

以下この法律案の内容について概略を説明いたします。

まず、健康保険法の改正について申し上げます。

第一は、標準報酬の上限の改定であります。最近における給与の実態にかんがみ、被保険者の保険料負担の公平を図る見地から標準報酬の上限を現行三十二万円から三十八万円に改定するものであります。

第二は、賞与等についての特別保険料の徴収であります。政府管掌健康保険においては、その窮屈な検討により必要な措置が講じられるまでの間、被保険者の受けける賞与等を対象に、その2%を事業主及び被保険者の折半により特別保険料として徴収することとしております。

また、健康保険組合につきましては、規約の定めることにより、料率は2%の範囲内、被保険

者負担分はその2分の一以下の範囲内で、政府管掌健康保険の場合と同様の特別保険料を徴収できることとしております。

第三は、一部負担金の額の改定であります。現行一部負担金の額は、昭和四十二年以來十年間にわたって据え置かれておりますが、その間、医療費、所得等が大幅に伸びてることにかんがみ、初診時一部負担金の額を現行二百円から七百円に、入院時一部負担金の額を現行一日当たり六十分から二百円に改定することとしております。なお、継続療養を受ける者の入院時一部負担金の額は、一日当たり三十円から百円とすることとしております。

第四は、傷病手当金の支給期間の延長であります。被保険者の強い要望を考慮いたしまして、現行六カ月を一年六カ月に延長することとしております。

次に、船員保険法の改正について申し上げます。

第一に、標準報酬の上限の改定であります。現行三十四万円から三十八万円に改定することとしております。

第二に、一部負担金につきましては、初診時一部負担金の額を、健康保険と同様に現行二百円から七百円に改定することとしております。

なお、この法律は、昭和五十三年一月一日から実施することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○橋本委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

質問をいたします点は、これはすでに新聞や報道で承知のとおりに、修正案について各党幹事長、書記長会談で方向づけがなされて、政策担当者におきまして改正案について論議があつたわけであります。しかし、ただいま提案になりました健康

保険法の赤字対策について、前国会以来の衆参両院を通ずる議論は、小手先細工だけの赤字対策を幾ら重ねてもだめではないか。患者の立場や国民の立場から、国民的な合意を得るような医療改革について、あるいは構造赤字と言われる赤字の根本原因について、その原因を究明して対策を立てることが必要ではないか、こついう点において、それぞれ熱心な議論があつたわけであります。したがって、政府が提案し、各党間において当面の合意を得ました赤字対策、それだけでは問題の解明にはならない。抜本改正に、これを契機として取り組む基本的な姿勢が問題ではないかという点であります。そういう点で、限られた時間でありますから直率に質問をいたしたいと思うのです。まず第一に、世上言われておるよう、渡辺前厚生大臣から小沢新厚生大臣になりました際に、それ以後今日に至るまで、小沢厚生大臣がテレビや新聞等を通じましていろいろな発言をいたしているわけであります。その中には、本委員会といつたましても、論議の過程から看過できない問題があると私は思うのであります。したがつて、そういう問題について新大臣がどういうふうな取り組みをするのか、そういう点を解説をしないと、われわれはこの赤字問題について円滑に議事を進めることはむずかしいのではないか、今日までの経過から当然ではないかと私は思います。

そこで第一にお尋ねしたいのですが、小沢厚生大臣は、医療の抜本改革については渡辺前厚生大臣とは違った考え方を持っているという点を、しばしば主張をいたしております。どういう点が一体違つておるのか、その点を端的にお答えいただきたい。

○大原(亨)委員 私は、社会党、公明党、民社党、新自由クラブ各党を代表いたしまして、若干の質疑の申し出がありますので、これを許します。

○大原(亨)委員 大原亨君。これにて提案理由の説明は終わりました。

○大沢国務大臣 私は、就任以来申しましたことについて、医療の抜本改正につきましての具体的な考え方方が渡辺前厚生大臣と違つんだという発言をしたことは全くございません。ただ私は、先生方もそううだらうと思いますが、政治家になるというのほ

う一つの理想を持つて政治家になるわけでござります。そこで、私が厚生省を飛び出して政治家になつたゆえんのものは、その一つの考え方の中に、医療や年金についての根本改正をやってみたいという情熱を持って政治家に出たんだということは話してござりますが、渡辺大臣の事務引き継ぎの中にも、根本改正について自分はこういう理想を持っていましたが、それについて、おまえの考えはどうかとおっしゃるんだ、それについて、おまえの考えはどうかというような話は一回もございません。ただ、私が

参議院において渡辺厚生大臣が、医療保険制度の改革の基本的な考え方について、十四項目にわたりますそれぞれの項目、立法時期、実施時期等について、いろいろ質疑応答されました。こ

れについては、私も当然これを踏襲して、一步一歩、根本改正に近づいて、完成をしていくべきものと考えております。その点については全く違います。

○大原(亨)委員 小沢新厚生大臣は、言うなれば厚生省が古巣でございます、かつて厚生省の課長をしておられたわけですから。ですから私は、渡辺厚生大臣が、ある日突然、起きてみたら厚生大臣であつたのとは違うと思うのです。それならばそれとして、私どもは何も非常識なことは言わな

いわけですが、あなたは、こういう面においては、言うなれば一かどの意見を持っているという人です。それが真っ先に、たとえば日本医師会に参り

まして武見会長と懇談して、今までの、たとえば渡辺厚生大臣との間において医療費改定や七二%の問題等について問題となつた点は白紙に返して、そして根本的に自分の立場でやり直すんだ。こういうことを言って合意に達したと言われている。

医師会との間において、そういう合意に達すると、ということについて悪いとは私は言わない。ただし、医療改革の問題は、一医師会とか、あるいは一労働組合とか、あるいは一団体の意見によって動かすべきではない。だから小委員会を設けたし、今日まで政府の赤字対策を国会において追及をして、そして抜本改正の課題は何かという点について、かなり突っ込んだ議論をいたしまして、事態を究明しているわけです。

医療の改革の問題は国民的な合意のもとにおいて改革をしなければならぬ、そういう確信を私は持つておるわけですから、あなたのそついう態度等について見ますと、何か別の考え方でやつたのではないか。福田総理大臣が、医療費改定よりも健保の問題が先ですよと問題を出されたと言われる。二つの点を私は挙げましたけれども、指摘をされておるわけです。その真意と真実、背景、それをひとつ率直に簡単に答えてもらいたい。

○小沢国務大臣 私は、就任あいさつに各団体の長のところへ全部参りました。それぞれ、いろいろお話をございましたが、医師会長と会いまして私が話し合いましたのは、具体的な問題についてお互いの間の意見交換は全然しておりません。ただ、私が行ってみまして、お会いしたいから、という電話連絡をさせましたら、電話は全く通じませんという厚生事務当局の話でありまして、そういう状態ではいかないから、お互にひとつテープルに着き合って、そして、ざくばらんに私の方は私の方の意見を言うし、君の方は君の方の意見を言ひなさい、そういう状態にならなければダメじゃないかということだけを話し合つて、合意に達しましたのであります。その席においても、きょうは具體的な問題については触れませんということを、

はつきり話をしてまいっております。したがって、税金の問題なり、あるいは税制の問題なり医療費の問題について前大臣のあれを踏襲するとか、しないとかというような話は、そういう具体的な点について話が一切ございませんので、この点は誤報道したことなんです。その点については私はもうこれ以上、具体的な問題について追求する意志はありませんけれども、しかし、國民から見ますと、あなたがあちらへ行つていいことを言い、こちらへ行つていいことを言うというふうなことをやれば、これは、これから厚生行政を担当する上においては資格なしといふ結論づけてよろしいと私は思つておる。こういう重大なときに厚生大臣を引き継がれて、そして、そういう軽率な行動については厳に戒めでもらいたい。(大臣があいさつするのがなぜ悪いと呼ぶ者あり)あいさつをするのはよろしいけれども、そのあいさつを中心には報道されることは、全く根拠のないことではない。(報道が悪いかもしないよ)と呼ぶ者あり)報道されたならば、国民の立場から見れば、小沢新厚生大臣はこういう考え方を持つておるということになるから、その点を私は率直にただしておる、その基本的な問題について、きっととした態度を国会において表明しなければ、今日まで何を私どもが時間をかけて議論したか、これはずっと十数年来議論していることですよ。

そういう問題については、あなたは慎重な配慮をして行動をとるべきではないかと私は思うのです。(もう一回決意表明と呼ぶ者あり)これは最後にいたしましようか。

次に、具体的なことを言うのですが、医療費改定についても独自の考えを持つておるということを、しばしば言つておるのですが、あなたは改定について、どういう考え方を持っていますか。いつもやる、これを簡単に答えてください。

○小沢国務大臣 御承知のように、中医協に諮問

をして、その答申を得なければならないわけでござりますから、手続については従前の手続ということにお考へいただきたいと思います。

その程度並びに時期については、私はこれから、財政の状況とか、いろいろなことを勘案しまして、考えていくわけでございますので、現在のところ私は全く決めておりませんので、これは健康保険法の御審議を願つて御協議をいたいた上で、は、いつやる、どの程度やるということについて私はまだめだとうわけにいかぬと思つて改定は健康保険とは関係なしにやるんだ、と言っておられたのです。それは一家言だと私は思うのです。これは、会社は赤字でも給料を払う、これはいいことですね。診療担当者に一年も改定を待たせて、まだめだとうわけにいかぬと思つて改定は健康保険とは関係なしにやるんだ、と言っておられたのです。それは一家言だと私は思うのです。あなたがちゃんと確信を持ってやられるなら一家言ですよ。彈力条項が残っているのですからね。財政上の余地はあるでしょうから、厚生大臣の権限でやる余地はあるわですか、私は一家言だと思う。思つけれども、あなたの答弁を聞いてみると、そういうことはない、こう言つんだけれども、これは真実はどうなんですか、本当はどうなんですか。

○小沢国務大臣 私は、たとえば国鉄の財政状況を見ても、そういう状況じやないとと思うが、やはりボーナスになればボーナスも払わなければいけないじゃないか、あるいは国家公務員についても、国がいま何兆円という借金をしながらも、公務員のしかるべきベースアップとか、その他のものはやつていかなければいかぬじゃないかということについて話がありましたが、それは理論的にはそれが、おむね合意に達しておる事実がござります。したがつて、医療費改定について約二年近くも、そのまま放置するということはできないだろう、こう思つておるのです。ただ、その時期や内容、程度等については、いろいろな他の関連事項もござりますから十分検討させていただきたい。

低医療費であるかどうかということについて所見をとつてお尋ねでござりますが、現在の医療費が十分技術料を賄つてあるのかどうかについて、これも医療費改定をやる場合には十分に考えたい。私は、実際役所におつたときから考えますと、

す。しかし、現実に払う医療費を上げてやろうと思つても、どれくらい上げられるのか、また、払う金があるのかという現実に立てますと、それはなかなかないかもしれません。だから、それはそうだなというような若干のやりとりがあつたことも事実ですけれども、いまは、先生の御質問について話が一切ございませんので、この点は誤解のないようにしていただきたいと思います。

○大原(亨)委員 新聞もテレビも、かなりこれは報道したことなんです。その点については私はもうこれ以上、具体的な問題について追求する意志はありませんけれども、しかし、國民から見ますと、あなたがあちらへ行つていいことを言い、こちらへ行つていいことを言うというふうなことをやれば、これは、これから厚生行政を担当する上においては資格なしといふ結論づけてよろしいと私は思つておる。こういう重大なときに厚生大臣を引き継がれて、そして、そういう軽率な行動については厳に戒めでもらいたい。(大臣があいさつするのがなぜ悪いと呼ぶ者あり)あいさつをするのはよろしいけれども、そのあいさつを中心には報道されることは、全く根拠のないことではない。(報道が悪いかもしないよ)と呼ぶ者あり)報道されたならば、国民の立場から見れば、小沢新厚生大臣はこういう考え方を持つておるということになるから、その点を私は率直にただしておる、その基本的な問題について、きっととした態度を国会において表明しなければ、今日まで何を私どもが時間をかけて議論したか、これはずっと十数年来議論していることですよ。

そういう問題については、あなたは慎重な配慮をして行動をとるべきではないかと私は思うのです。(もう一回決意表明と呼ぶ者あり)これは最後にいたしましようか。

次に、具体的なことを言うのですが、医療費改定についても独自の考えを持つておるということを、しばしば言つておるのですが、あなたは改定について、どういう考え方を持っていますか。いつもやる、これを簡単に答えてください。

○小沢国務大臣 御承知のように、中医協に諮問



確立については準備を進め実施に移してまいりたいと考えております。

○大原(亨)委員 私が新厚生大臣にただしたい

と思う点は、最初、厚生大臣からも答弁がありましたが、それども、つまり今度の健康保険の改正案を取り上げて審議を前に転がしていくためには、傷病手当等ありますけれども、これは赤字対策が中

心ですが、そのためには、申し上げたように、日本での医療について、医療が荒廃していると言われている。それから九兆円総医療費時代で二〇%も太くなっている、その中身が国民の納得、合意を得るものでなくてはいけない、こういう問題等を中心といたしまして、今までずっと議論があつたわけです。

その中心的な問題は、やはり技術は尊重する、

そして物を中心の治療について改革を加える、診療報酬体系から分業に至るまで。あるいは七二%余項も、これは大幅帳計算で診療報酬を計算するということになるならば、医者の種類によつて、内科、小児科、外科、種類によって利害が違つわけですから、それを大幅帳的にばかり取るというふうなことは、経営を分化させないということに通ずるわけです。だから、それは矛盾を助長しておるわけですから、そういう点は、

税制の公平という点からも国民的な合意を求めて、低成長時代においてこういうことをやるのだけということについては、やはり国会はきっちりとした方向づけをするし、厚生大臣もきっちりとした態度をとらなければいけない。わが厚生大臣、坊大藏大臣あるいは村山大蔵大臣その他百家争鳴です。大いに議論するのはよろしい。よろしいが、物と技術を分離して、技術を尊重して、そうして近代的な分析の上にきっちりとした経営形態をするということ、これが医療費の中身を国民から見てクリアにして、そして経営自体を国民の信頼の中に置くことができると思うのです。

そういう面においては、あなたがしばしばそういう点で、医師会と話をつければいいということだけで簡単に動いたとは思いませんけれども、し

かし、診療報酬改定についてはこうだ、これは独自にやるんだ、抜本改正は白紙だ、保険制度だけやればいいんだ、これだけだというふうなことを

言つたり、七二%なんか、これはもうというふうなことを言つたりするということは、真剣な国会における議論というものを見退させるものではな

いかという疑惑を持っているので、私は、それ以上のことについて細かな議論をする意思はありませんし、時間もないわけですが、そういう点については基本的に、あなたがきちっとした方針を持つて、主体性を持つて、国民の厚生大臣として、仕事をされるよう私は期待をしたい。その点について、時間が参りましたが、最終的なあなたの決意をはつきりしてもらいたい。

○小沢国務大臣 大原先生がおっしゃった基本的な考え方にはまさに私も同感でございまして、おっしゃるよう、技術というものの、あるいは物と技術の分離、衆議院の決議の中にも、物と技術の分離、技術料重点の診療報酬の改善という項目もござりますので、十分そういう点の詰めを行い、理想的な医療といふものはどうあるべきかというものをきちんといたしまして、そうして臨まなければいけない。国民的な合意を得なければいかぬという基本的な考え方には私も全く同感でございます。

決意をはつきりしてもらいたい。

#### 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

いたしました。

○橋本委員長 この際、委員長の手元に、越智伊平君、齊藤滋与史君、住栄作君、中山正暉君及び工藤晃君から、本案に対する修正案が提出されておりますので、その趣旨説明を求めます。齊藤滋与史君。

○橋本委員長 この際、委員長の手元に、越智伊平君、齊藤滋与史君、住栄作君、中山正暉君及び工藤晃君から、本案に対する修正案が提出されておりますので、その趣旨説明を求めます。齊藤滋与史君。

の百分の四十に相当する額に達するまでの範囲内において増額することができます」とし、昭和五十三年四月一日から施行すること等であります。

○橋本委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○小沢国務大臣 ただいまの修正案については、政府としては、やむを得ないものと認めます。

○橋本委員長 本案及びこれに対する修正案については、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○浦井委員 委員長、議事進行について……。

○橋本委員長 議事進行ですか。浦井君。

○浦井委員 非常に重要な、国民の注目を集める法律案に付きました、自由民主党及び新自由クラブを代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、

第一に、本法律案の題名を健康保険法等の一部を改正する法律案に改めること。

第二に、初診時一部負担金の額を七百円から六百円に引き下げる。

第三に、健康保険制度については、その全般に関する速やかな検討により、この法律の施行後三年を目途として必要な措置が講じられるものとし、その必要な措置が講じられるまでの間、特別保険料を徴収できるものとする。

第四に、政府管掌健康保険の特別保険料の料率を千分の二十から千分の十に引き下げ、被保険者負担分の五分の二を当分の間免除し、免除された額に相当する額を国庫が補助すること。

第五に、健康保険組合の特別保険料の料率を千分の二十の範囲内から千分の十の範囲内とすること。

第六に、国民健康保険組合に対する国の補助を組合の財政力等を勘案して、療養の給付費等の額

あだというような議論をするようなことは間違います。おつしやることについてのお考えには全く同じ

方については、私はいま、技術料の問題を中心にいかように考えます。おつしやる基本的な考え方をして国民医療の面からどうあるべきかという点の検討なくして、ただイーゼーに、これはこうだ

ます。齊藤滋与史君外四名提出の修正案について採決いたしました。

○橋本委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、だいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋本委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○橋本委員長 次に、特定不況業種離職者臨時措置法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来各会派間において御協議いたしましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしてございます。

その起草案の趣旨及び内容につきまして、委員長から簡単に御説明申し上げます。  
本案は、雇用の機会が著しく減少している状況のもとで、特定不況業種に係る事業分野において一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、失業の予防、再就職の促進等のため特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、特定不況業種とは、経済基調の変化、国際経済環境の変化、長期にわたる不況等の経済的事情により、その製品または役務の供給能力が著しく過剰となつております、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれ、このため、法令に基づく行為または国の施策に基づき、事業規模の縮小等がなされ、これに伴い相当数の離職者の発生が見込まれる業種であつて、あらかじめ、その業種に係る主な事業者団体及び労働組合の意見を聞き、政令で指定するものということです。

第二に、失業の予防及び再就職の促進に関するものとすること。

第三に、再就職援助等に関する計画について公共職業安定所長の認定を受けた特定不況業種事業主が雇用保険法上の事業転換等に係る雇用安定事業の対象となる教育訓練等を実施する場合には、

政府は、同法の定めるところにより雇用安定事業を行ふものとすること。

第四に、労働大臣は、特定不況業種の区分ごとに、事業者団体が提出する労働力の需給見通しに関する資料を勘査して、職業紹介等に関する計画を作成し、必要な措置を講ずるものとすること。

第五に、一の事業所において相当数の労働者について離職等の影響を生ずることとなる労働省令で定める事業規模の縮小等を行おうとする特定不況業種事業主は、労働組合等の意見を聞き、再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければならないものとすること。

第六に、労働大臣は、特定不況業種離職者に必要な職業訓練の実施に関し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種等について特別の措置を講ずるものとし、國は、専修職業訓練校における職業訓練にかかる費用について、職業訓練法による負担割合を超えた負担をすることができるものとす

ること。

第七に、公共職業安定所長は、特定不況業種離職者で当該離職が認定を受けた再就職援助等に関する計画に含まれ、かつ、当該離職の日まで一年以上引き続き当該計画の認定を受けた事業主に雇用されていったこと等の要件に該当すると認定した者に対し、特定不況業種離職者求職手帳を発給するものとし、求職手帳の有効期間は、労働省令で定める期間とするものとすること。

第八に、公共職業安定所長は、求職手帳の発給を受けた者に対し、就職指導等を行うものとすること。

第九に、国は、手帳所持者等に対し、労働省令で

で定める基準により、訓練待期手当または就職促進手当、広域求職活動費、移転費その他の給付金を支給することができるものとし、都道府県は、手帳所持者等に対し、労働省令で定める基準により、訓練手当、職場適応訓練費を支給することができるものとすること。

第十に、国は、手帳所持者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成金の支給その他雇用機会の増大のための措置を講ずるものとすること。

第十一に、離職の日において四十歳以上である手帳所持者等であつて、雇用保険または船員保険の受給資格者のうち一定の要件に該当する者に対する雇用保険または船員保険の個別延長給付は、現行の日数六十日に三十日を加えた日数を限度とするものとすること。

第十二に、右のほか、公共事業の計画実施者等に対する特定不況業種離職者の雇い入れの促進についての配慮の要請、中央職業安定審議会における専門部会の設置、その他所要の規定を整備するものとすること。

第十三に、この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行するものとし、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失うものとすること。

なお、昭和五十二年十二月一日から施行日の前日までの間に離職を余儀なくされた労働者について、所要の経過措置を定めるものとすること。

以上が本起草案の趣旨及び内容であります。

○橋本委員長 お諮りいたします。

特定期間内閣の締結等に伴う漁業離職者に関する手帳の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔本号末尾に掲載〕

○橋本委員長 この際、本起草案について内閣の意見があればお述べ願います。藤井労働大臣。

○藤井國務大臣 特定期間内閣の締結等により規制が強化されたことに對処するため、緊急に漁船の隻数を縮減することを余儀なくされ、これに伴い一時に相当数の離職者が発生するものとして政令で定める業種に係る漁業をいう

ものと認めます。

特定期間内閣の締結等に伴う漁業離職者に関する手帳の提出手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔本号末尾に掲載〕

○橋本委員長 この際、本起草案について内閣の意見があればお述べ願います。藤井労働大臣。

○藤井國務大臣 特定期間内閣の締結等により規制が強化されたことに對処するため、緊急に漁船の隻数を縮減することを余儀なくされ、これに伴い一時に相当数の離職者が発生するものとして政令で定める業種に係る漁業をいう

ものとすること。

第二に、労働大臣は、漁業離職者に必要な職業訓練の実施に関し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種等について特別の措置を講ずるものとし、国は、専修職業訓練校における職業訓練に要する費用について、職業訓練法による負担割合を越えた負担をすることができるものとすること。

第三に、公共職業安定所長は、離職の日が一定の期間内にある漁業離職者で、一定期間以上特定漁業に従事していたこと等の要件に該当すると認定した者に対し、漁業離職者求職手帳を発給するものとし、手帳の有効期間は、労働省令で定める期間とするものとすること。

第四に、公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者に対し、就職指導等を行つものとすること。

第五に、国は、手帳所持者等に対し、労働省令で定める基準により、訓練待期手当または就職促進手当、広域求職活動費、移転費その他の給付金を支給するものとし、都道府県は、手帳所持者等に対し、労働省令で定める基準により、訓練手当、職場適応訓練費を支給することができるものとすること。

第六に、労働大臣は、公共事業の計画実施者等に対し、漁業離職者の雇い入れの促進について配慮するよう要請するものとすること。

第七に、船員となるとする漁業離職者に関する本法の適用について、特例その他の措置を講ずるものとすること。

第八に、離職の日において四十歳以上である手帳所持者であつて、船員保険の失業保険金受給資格者のうち一定の要件に該当する者に対する船員保険の個別延長給付は、現行の日数六十日に三十日を加えた日数を限度とするものとすること。

第九に、この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行するものとし、施行の日から起算して二年を経過した日にその效力を失うものとすること。

以上が本起草案の趣旨及び内容であります。

訓練の実施に関し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種等について特別の措置を講ずるものとし、国は、専修職業訓練校における職業訓練に要する費用について、職業訓練法による負担割合を越えた負担をすることができるものとすること。

○橋本委員長 この際、本起草案について内閣の意見があればお述べ願います。藤井労働大臣。

時措置法案  
〔本号末尾に掲載〕

○橋本委員長 この際、本起草案について内閣の意見があればお述べ願います。藤井労働大臣。

社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

並びに  
労使関係、労働基準及び雇用、失業対策に関する件

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案

〔本号末尾に掲載〕

○橋本委員長 この際、本起草案について内閣の意見があればお述べ願います。藤井労働大臣。

| 第三条第一項の表中「第三六級 三一〇,〇〇〇円 一〇,六七〇円 三一〇,〇〇〇円以上」を改める。 |                               |
|--|-------------------------------|
| 第三六級   | 三一〇,〇〇〇円 一〇,六七〇円 三一〇,〇〇〇円以上   |
| 第三七級   | 三四〇,〇〇〇円 一一,三〇〇円 三三〇,〇〇〇円以上   |
| 第三八級   | 三六〇,〇〇〇円 一二,〇〇〇円 三五〇,〇〇〇円以上   |
| 第三九級   | 三八〇,〇〇〇円 一二,六七〇円 三七〇,〇〇〇円未満以上 |

|  |
|--|
| 改め、同条第一項を削る。   |
| 第八十一条第一項第一号及第八十九条第一項第一号の下に「(附則第五条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。   |
| 第十一條第一項ただし書中「第七十九条ノ二同ジ」等に改める。  |
| 第十一條第一項ただし書中「第七十九条ノ二の下に「(附則第五条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。  |
| 第一條 政府ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ關スル速ナル検討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラル迄ノ間其ノ管掌スル健康保険事業ニ要スル費用ニ充ツル為第七十九条乃至第七十一条及第七十二条乃至第七十九条ノ二ノ規定 |

二依リ徵收スル保険料ノ外本条、次条及附則  
第五条ノ規定ニ依リ保険料(以下特別保険料

ト称スニヲ収ノ

特別保険料ノ額ハ被保険者(第二十条ノ規定ニ依ル被保険者及第七十一条ノ三ノ規定ニ依

第七十二条本文及第七十五条ノ規定ハ第一項  
ノ規定ニ依ル特別保険料ニ付之ヲ準用ス  
第五条 第七十七条本文、第七十九条(第一項  
但書ヲ除ク)及第七十九条ノ二ノ規定ハ附則

**第二条第一項又ハ前条第一項ノ規定ニ依ル特  
別保険料ニ付之ヲ準用ス**

第六十六条第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。  
(國家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

| 第三五級 |  | 三四〇、〇〇〇   | 四〇〇、〇〇〇   | 四六〇、〇〇〇   | 五六〇、〇〇〇   | 六一〇、〇〇〇   | 六七〇、〇〇〇   | 七三〇、〇〇〇   | 七八〇、〇〇〇   | 八三〇、〇〇〇   | 八九〇、〇〇〇   | 九四〇、〇〇〇   | 一〇〇〇、〇〇〇   |
|------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 第三五級 |  | 三四〇、〇〇〇   | 四〇〇、〇〇〇   | 四六〇、〇〇〇   | 五六〇、〇〇〇   | 六一〇、〇〇〇   | 六七〇、〇〇〇   | 七三〇、〇〇〇   | 七八〇、〇〇〇   | 八三〇、〇〇〇   | 八九〇、〇〇〇   | 九四〇、〇〇〇   | 一〇〇〇、〇〇〇   |
| 第三六級 |  | 三四〇、〇〇〇   | 四〇〇、〇〇〇   | 四六〇、〇〇〇   | 五六〇、〇〇〇   | 六一〇、〇〇〇   | 六七〇、〇〇〇   | 七三〇、〇〇〇   | 七八〇、〇〇〇   | 八三〇、〇〇〇   | 八九〇、〇〇〇   | 九四〇、〇〇〇   | 一〇〇〇、〇〇〇   |
| 第三七級 |  | 三四〇、〇〇〇   | 四〇〇、〇〇〇   | 四六〇、〇〇〇   | 五六〇、〇〇〇   | 六一〇、〇〇〇   | 六七〇、〇〇〇   | 七三〇、〇〇〇   | 七八〇、〇〇〇   | 八三〇、〇〇〇   | 八九〇、〇〇〇   | 九四〇、〇〇〇   | 一〇〇〇、〇〇〇   |
| 第三八級 |  | 三四〇、〇〇〇以上 | 四〇〇、〇〇〇以上 | 四六〇、〇〇〇以上 | 五六〇、〇〇〇以上 | 六一〇、〇〇〇以上 | 六七〇、〇〇〇以上 | 七三〇、〇〇〇以上 | 七八〇、〇〇〇以上 | 八三〇、〇〇〇以上 | 八九〇、〇〇〇以上 | 九四〇、〇〇〇以上 | 一〇〇〇、〇〇〇以上 |
| 第三九級 |  | 三四〇、〇〇〇未滿 | 四〇〇、〇〇〇未滿 | 四六〇、〇〇〇未滿 | 五六〇、〇〇〇未滿 | 六一〇、〇〇〇未滿 | 六七〇、〇〇〇未滿 | 七三〇、〇〇〇未滿 | 七八〇、〇〇〇未滿 | 八三〇、〇〇〇未滿 | 八九〇、〇〇〇未滿 | 九四〇、〇〇〇未滿 | 一〇〇〇、〇〇〇未滿 |

賞与等ノ全部ハ一部ガ金錢以外ノモノナル場

合二於分儿其ノ価額ノ算定ニ付元ハ第二策第

二項ノ規定ヲ準用ス

第七十一條本文ノ規定ハ特別保険料ニ付之考

三卷  
津庄

第三条 事業主ハ被保険者ニ如之金銭を以て其子等ヲ支給フ場合ニ於テ、被保険者ノ負担又

且等未支拂二場合ニ旅行ハ被保険者ノ負担不

易經卷之二十一

第七十九條第三項ノ規定ハ前項ノ陽合三之ヲ

準用又

第四条 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制

度ノ全般ニ關スル速ナル検討ニ因リ必要ナル

措置ガ講ゼラルル迄ノ間第七十一条乃至第七

十二条、第七十五条、第七十五条ノ一及第七

十七条乃至第七十九条ノ一ノ規定ニ依リ徵収

スル保険料ノ外其ノ規約ヲ以テ附則第一条规定

一項及第二項並二前条ノ規定ノ例ニ依リ特別

保険料ヲ徵収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ

依ルベキ附則第二一条第一項中千分ノ二十トア

ルハ千分ノ一十ノ範囲内ニ於テ規約ヲ以テ定

ムル率トス

第一項ノ場合ニ於テ賞与等ノ全部又ハ一部が

金錢以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価額ノ

算定二付元八第一條第一項及第三項ノ規定秀

暫定措置として賞与等について特別保険料を徴収することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律**

**健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律**の一部を次のようこ修正する。

題名中「健康保険法及び船員保険法」を「健康保険法等」に改める。

第一項のうち、「附則第一条」を「附則第三条」に改める。

し書の改正規定中附則第五条を附則第六条に改める。

項第一号の改正規定中「七百円」を「六百円」に改める。

改正規定中「附則第五条」を「附則第六条」に改め

第一条の六七 健康保険法附則を同法附則第一  
条とし、同条の次に四条を加える改正規定中「次  
の四を二二「大の五を三文」とする。

第一條のうち、健康保険法附則第二条第一項の改正規定中「本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関

「附則第五条」を「附則第六条」に改め、同条第二項の改正規定中「千分ノ二十」を「千分ノ十」に改め、

但シ被保険者が負担すべき特別保険料ノ額ニ付テハ当分ノ間其ノ五分ノ二ヲ免除ス

**第一條の六** 健康保険法附則第二条の改正規定に次の一項を加える。

第一條のうち、健康保険法附則第四条第一項の改正規定中「本法ニ依レ健康保険制度ノ全般ニ関

スル速ナル検討ニ因リ必要ナル」を「附則第二条ノに、「附則第二条第一項」を「附則第三条第一項」に改め、同条第二項の改正規定中「附則第二条第一項中千分ノ二十トアルハ千分ノ二十」を「附則第三条第一項中千分ノ十トアルハ千分ノ十」に改める。

第一条のうち、健康保険法附則第二条から第四条までの改正規定を一条ずつ繰り下げ、繰り下げ後之に改め、同条の改正規定を同法附則第六条の改正規定とする。

第一条のうち、健康保険法附則第二条から第四条までの改正規定を一条ずつ繰り下げ、繰り下げ後之に改め、同条の改正規定を同法附則第六条の改正規定とする。

第一条 本法ニ依ル健康保険制度ニ付テハ其ノ全般ニ關スル速ナル検討ニ因リ健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第二号）ノ施行後二年ヲ目途トシテ必要ナル措置ガ講セラルモノトス

第二条のうち、船員保険法第二十八条ノ三第一項の改正規定中「七百円」を「六百円」に改める。

本則に次の二条を加える。

（国民健康保険法の一部改正）

第二条 国は、前項の補助をする場合において、政令の定めるところにより、組合の財政力等を勘案して、その補助の額が療養の給付及び療養費の支給に要する費用の額の百分の四十に相当する額に達するまでの範囲内において、同項の補助の額を増額することができる。

附則第一条に次のただし書を加える。

ただし、第三条の規定及び附則第三条の規定は、同年四月一日から施行する。

附則中第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一章ずつ繰り下げ、第二条の次に次の二条を加える。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 昭和五十三年四月一日に行われた療養の給付及び同日前に行われた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国民健康保険組合に対する国の補助については、なお従前の例による。

時一部負担金の修正による支出増は約千二百万円の見込みである。

特定不況業種離職者臨時措置法

## 目次

特定不況業種離職者臨時措置注

## 第一章 總則(第一条—第四条)

### 第三章 職業紹介等に関する計画及び再就職援

## 第四章 特定不況業種離職者に対する特別措置 助等に関する計画(第六条～第八条)

## 第五章 （第九条—第十九条） 准则 第二十二条·第二十三条

附則

(目的) 第一章 緒論

第一条 この法律は、雇用の機会が著しく減少している状況の下で、特定不況業種に係る事業分

里にまで一時も多數の離職者が発生する事と  
が見込まれること等の事情にかんがみ、失業の

予防 再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて特定不況業種離職者等の職業及び生

(定義) ある規定に従つて行動する

## 我が国における経済基調の変化、国際経済環境

我が国における経済基調の変化　国際経済環境の変化、長期にわたる不況等の経済的事情による

り、その製品又は役務の供給能力が著しく過剰となつており、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれ、このため、法令に基づく行為又は国の施策に基づき事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止以下の「事業規模の縮小等」という。(がなされ、これに伴い相当数の離職者が発生し、又は発生するおそれがあると認められる業種で、当該離職者に関するこの法律で定める特別の措置を講する必要があるものとして政令で指定するものをいう。

3 前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、労働大臣は、あらかじめ、当該業種に係る主たる事業者団体及び労働組合の意見を聴かなければならない。

4 この法律において「特定不況業種事業主」とは、特定不況業種に属する事業を行う事業主(当該事業主から特定不況業種に属する事業に関して委託を受けて製造、修理その他の行為を業として行う事業主であつて労働省令で定めるものを含む。)をいう。

4 この法律において「特定不況業種離職者」とは、特定不況業種事業主が実施する当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの(第九条を除き、船員職業安定法(昭和二十三年法律第二百三十号)第六条第一項に規定する船員となるうとする者を除く。)をいう。

(事業主等の責務)

第三条 特定不況業種事業主は、その雇用する労働者について、配置転換、教育訓練又は雇用保険法(昭和四十九年法律第二百十六号)第六十一条の二第一項若しくは第二項の雇用安定事業に係る教育訓練等の実施その他の必要な措置を講ずることにより、失業の予防に努めるとともに、離職を余儀なくされた場合における再就職の促進を図るため、公共職業安定所と協力して、求人の開

拓その他再就職の援助に關し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 特定不況業種事業主及びその団体は、当該特定不況業種事業主の雇用する労働者の雇用の安定に關し、相互に協力するよう努めなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴う労働者の失業を予防するため、事業主に対する必要な援助の措置を講ずるよう努めるとともに、特定不況業種離職者の再就職の促進に必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するとともに、特定不況業種離職者の再就職の促進に努めなければならない。

#### (第二章 失業の予防)

第五条 第七条第一項に規定する再就職援助等に関する計画について同条第三項(第八条において準用する場合を含む。)の規定により公共職業安定所長の認定を受けた特定不況業種事業主が雇用保険法第六十一条の二第二項の雇用安定事業に係る教育訓練等を実施する場合には、政府は、同条の規定により同条同項の雇用安定事業を行ふものとする。

#### (第三章 職業紹介等に関する計画及び再就職援助等に関する計画)

第六条 労働大臣は、労働省令で定める特定不況業種の区分ごとに、次項の資料を勘案して、特定不況業種離職者の再就職を促進するため、職業紹介等に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講するものとする。

2 労働大臣は、前項の計画を作成するに當たつては、特定不況業種に係る事業者団体に対し、労働省令で定めるところにより、当該特定不況業種における労働力の需給見通しに関する資料の提出を求めるものとする。

#### (再就職援助等に関する計画)

第七条 特定不況業種事業主であつて、当該特定不況業種に係る一の事業所において相当数の労働者について離職及びその他の影響を生ずることとなる労働省令で定める事業規模の縮小等を行おうとするものは、労働省令で定めるところにより、離職者の再就職の援助その他当該労働者の雇用の安定に関する計画(以下「再就職援助等に関する計画」という。)を作成しなければならない。

2 前項の事業主は、再就職援助等に関する計画の作成に當たつては、当該事業所において、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聽かなければならぬ。次項の規定により認定を受けた当該計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 第一項の事業主は、再就職援助等に関する計画を作成したときは、労働省令で定めるところにより、当該事業主が実施する事業規模の縮小等に関する資料を添えて、公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければならない。当該認定を受けた計画を変更したときは、労働省令で定めるところにより、当該事業主が実施する事業規模の縮小等に関する資料を添えて、公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければならない。当該

では、当該離職者の生ずる最後の日)の少なくとも一箇月前に、労働省令で定めるところにより」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する第三項の認定の申請をしてから起算して一箇月以内に第五項に規定する事業に係る特定不況業種事業主が当該新たに指定された日から起算して一箇月内に第五項に規定する事業規模の縮小等を行おうとするときは、同項の規定の適用については、同項後段「その離職者の生ずる日(その離職者の生ずる日が同一の日でない場合にあっては、当該離職者の生ずる最後の日)の少なくとも一箇月前に」とあるのは、「その離職者の生ずる日前に遅延なく」とする。

第八条 特定不況業種事業主のうち、前条第一項及び第五項の事業主以外の事業主であつて、当該特定不況業種に係る事業所において事業規模の縮小等を行おうとするものは、労働省令で定めるところにより、再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を求めるところにより、再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を求めるところができる。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

4 前項の場合において、公共職業安定所長は、再就職援助等に関する計画で定める措置の内容が不適当であると認めるときは、当該計画に係る事業主に對し、その内容の変更を求めることができる。この場合において、当該事業主がその求めに応じなかつたときは、公共職業安定所長は、同項の認定を行わないことができる。

#### (職業紹介等に関する計画)

5 第一項から前項までの規定は、特定不況業種事業主が、当該特定不況業種に係る一の事業所において、一箇月の期間内に、三十人以上の離職者を生ずることとなる事業規模の縮小等を行おうとする場合について準用する。この場合において、第二項中「労働省令で定めるところにより」とあるのは、「その離職者の生ずる日(その離職者の生ずる日が同一の日でない場合にあつて

規定期による負担を行はば、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を負担する」とができる。

第十条 公共職業安定所長は、特定不況業種離職者で次の各号に該当すると認定したものに対し、その者の申請に基づき、特定不況業種離職者求職手帳(以下「求職手帳」という。)を発給する。

1 当該離職者が第七条第三項(同条第五項及び第八条において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。)の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画に含まれているものであること。

2 第七条第三項の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画に係る事業主に当該離職の日まで一年以上引き続き雇用されていること。

3 労働の意思及び能力を有すること。

4 当該離職の日以後において新たに安定した職業に就いたことがないこと。

2 公共職業安定所長は、やむを得ない理由により特定不況業種事業主が再就職援助等に関する計画について第七条第三項の規定による認定を受けることができなかつたと認めたときは、当該離職の日まで一年以上引き続き当該特定不況業種事業主に雇用されており、かつ、前項第三号及び第四号に該当すると認定した特定不況業種離職者に対して、その者の申請に基づき、求職手帳を発給することができる。

3 求職手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

4 求職手帳は、公共職業安定所長が、当該求職手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、その効力を失う。一 労働の意思又は能力を有しなくなつたと認めたときは。

二 新たに安定した職業に就いたとき。

三 次条第三項の規定に違反して再度就職指導

を受けなかつたとき。

四 傷りその他不正の行為により、第十三条第

一項又は第二項の給付金(事業主に対し支

給するものを除く。)の支給を受け、又は受け

ようとしたとき。

5 前項の場合においては、公共職業安定所長は、

その旨をその者に通知する。

6 第一項から前項までに定めるもののはか、求

職手帳の発給の申請、発給、返納その他求職手帳

に関する必要な事項は、労働省令で定める。

(就職指導)

第十二条 公共職業安定所長は、求職手帳の発給

を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に対

し、その者の再就職を促進するために必要な職

業指導(以下「就職指導」という。)を行うものと

する。

2 公共職業安定所長は、手帳所持者に対し、公共

職業訓練施設の行う職業訓練を受けることその

他の者の再就職を促進するために必要な事項

を指示することができる。

3 手帳所持者は、労働省令で定めるところによ

り、定期的に、公共職業安定所長が指定した日に

公共職業安定所に出頭し、就職指導を受けなければならぬ。ただし、次の各号に掲げるいずれ

かの理由により公共職業安定所に出頭すること

ができるなかつたときは、この限りでない。

接 第二条 公共職業安定所の紹介による求人者との面

一 疾病又は負傷

二 公共職業安定所の紹介による求人者との面

三 前項の規定により公共職業安定所長の指示

した公共職業訓練施設の行う職業訓練の受講

四 天災その他やむを得ない理由

五 その他労働省令で定める理由

(就職促進指導官)

第十二条 就職指導は、職業安定法(昭和二十二年

法律第百四十一号)第九条の一第一項の就職促

進指導官に行わせるものとする。

(給付金の支給等)

第十三条 国は、他の法令の規定に基づき支給す

ることのできない。ただし、事業主に係る当該権利

るものと除くほか、手帳所持者がその有する能

力に適合する職業に就くことを容易にし、及び

促進するため、手帳所持者又は事業主に対し、次

の各号に掲げる給付金を支給することができ

る。

一 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練

施設の行う職業訓練を受けるために待期して

いる間についての訓練待期手当又は手帳所持

者の再就職の促進を図るために就職促進手当

用に充てるための広域求職活動費をするた

めの住所又は居所の変更に要する費用に充て

るための移転費

三 就職又は知識若しくは技能の習得をするた

めの間についての訓練待期手当又は手帳所持

者の再就職の促進を図るために就職促進手当

用に充てるための広域求職活動費をするた

めの住所又は居所の変更に要する費用に充て

るための移転費

四 前各号に掲げる給付金以外の給付金であつ

て、政令で定めるもの

五 定期的に、公共職業安定所長が指定した日に

公共職業安定所に出頭し、就職指導を受けなければならぬ。ただし、次の各号に掲げるいずれ

かの理由により公共職業安定所に出頭すること

ができるなかつたときは、この限りでない。

接 第二条 公共職業安定所の紹介による求人者との面

一 疾病又は負傷

二 公共職業安定所の紹介による求人者との面

三 前項の規定により公共職業安定所長の指示

した公共職業訓練施設の行う職業訓練の受講

四 天災その他やむを得ない理由

五 その他労働省令で定める理由

(就職促進指導官)

第十四条 前条第一項又は第二項の給付金の支給

に關する基準は、労働省令で定める。

(給付金の支給等)

第十五条 税その他の公課は、第十三条第一項

の各号に掲げる給付金を支給することができる。

については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第十六条 国は、手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移転して就職することを容易にするため、宿舎の貸与その他の宿舎の確保に関し特別な配慮をするものとする。

(宿舎の確保のための配慮)

第十七条 国は、手帳所持者の雇用を促進するため、手帳所持者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成金の支給その他新規の雇用部門の開拓等雇用機会の増大を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(雇用機会の増大のための措置)

第十八条 手帳所持者であつて雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者であるもののうち、公共職業安定所長が次の各号に該当すると認めたものであり、かつ、同法第二十二条第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上であるものについては、同法第二十三条第一項の規定にかかるわらず、次項の規定による期間内の失業している日について、同法同条同項の規定により、同法同条同項の所定給付日数(同法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以下この項において同じ。)を超える基本手当の支給を行ふことができる。この場合において、当該所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、同法同条同項後段の規定にかかるわらず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

一 所定給付日数に相当する日数分の基本手当

の支給を受け終わる日(雇用保険法第二十四

条から第二十八条までの規定により訓練延長

給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者にあつては、これらの規定によるこれら給付が終わる日)までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に再就職のために援助を行う必要があると認められる者以外

に就くこと、第十二条第二項の規定による公共職業安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、第十二条第二項の規定による公共職業訓練等を受けること又は同条第三項の規定による就職指導を受けることを拒んだことのある者以外

に就くこと、第十二条第二項の規定による公共職業訓練等を受けること、第十二条第二項の規定による就職指導を受けることを拒んだことのある者以外



激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のため特別の措置を講じ、もつて漁業離職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「特定漁業」とは、我が国の漁業者が行つ漁業について操業区域、漁獲量等に関し国際協定等により規制が強化されたことに対応するため、緊急に漁船の隻数を縮減することを余儀なくされ、これに伴い一時に相当数の離職者が発生するものとして政令で定める業種に係る漁業をいう。

2 この法律において「漁業離職者」とは、特定漁業に従事していた者であつて、前項に規定する国際協定等に対処するために漁業者が実施する漁船の隻数の縮減(以下「減船」という。)に伴い離職を余儀なくされたもののうち、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるものをいう。

## (職業訓練)

第三条 労働大臣は、漁業離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の実施に関し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練、職業訓練施設、受講定員等について特別の措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る専修職業訓練校における職業訓練に要する費用については、国は、職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十九条の規定による負担を行なうほか、予算の範囲内において、政令で定めるとところにより、その一部を負担することができる。

(漁業離職者求職手帳)

第四条 公共職業安定所長は、漁業離職者で次の各号に該当するものに対し、その者の申請に基づき、漁業離職者求職手帳(以下「手帳」という。)を発給する。

5 第一項及び第三項から前項までに定めるもののはか、手帳の発給の申請、発給、返納その他手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

帳」という。)を発給する。  
一 当該離職の日が、当該減船の必要が生じた日として当該特定漁業ごとに労働省令で定めた日から当該減船が実施された日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間(そこの期間内に離職しなかつたことにについて特別の事情があると公共職業安定所長が認めたときは、その事情がやんだ日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間)にあること。  
二 当該離職の日まで一年以上引き続き当該減船に係る漁業者の行う特定漁業に従事していること又はこれに相当するものとして労働省令で定める状態にあつたこと。  
三 労働の意思及び能力を有すること。  
四 当該離職の日以後において安定した職業に就いたことがないこと。

2 前項第一号の労働省令の制定又は改正に当たつては、労働大臣は、農林大臣の意見を聽かなればならない。  
3 手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

4 手帳は、公共職業安定所長が、当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その効力を失う。  
一 労働の意思又は能力を有しなくなつたと  
き。

二 新たに安定した職業に就いたとき。  
三 次条第三項の規定に違反して再度就職指導を受けなかつたとき。  
四 偽りその他不正の行為により、第七条第一項又は第二項の給付金(事業主に対して支給するもの)を除く。)の支給を受け、又は受けようとしたとき。

5 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨をその者に通知する。  
6 第一項及び第三項から前項までに定めるもののはか、手帳の発給の申請、発給、返納その他手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

## (就職指導)

第五条 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に対し、その再就職を促進するために必要な職業指導(以下「就職指導」という。)を行つものとする。

2 公共職業訓練施設の行う職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

3 手帳所持者は、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長が指定した日を指示することができる。

4 手帳所持者は、労働省令で定めるところによればならない。

2 前項第一号の労働省令の制定又は改正に当たつては、労働大臣は、農林大臣の意見を聽かなければならぬ。ただし、次の各号に掲げるいずれかの理由により公共職業安定所に出頭することができなかつたときは、この限りでない。

一 疾病又は負傷。

二 公共職業安定所の紹介による求人者との面接

3 前項の規定により公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設の行う職業訓練の受講

4 天災その他やむを得ない理由

5 その他の労働省令で定める理由

## (就職促進指導官)

第六条 就職指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせるものとする。

(給付金の支給等)

第七条 国は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

4 第一項及び第二項の規定による給付金の支給に關し必要な基準は、労働省令で定める。

(給付金の支給を受ける譲渡等の禁止)

第八条 前条第一項又は第二項の給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができるない。ただし、事業主に係る当該権利については、國税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第九条 租税その他の公課は、第七条第一項及び第一項の給付金(事業主に対して支給するもの)を除む。)を標準として課することができない。

(公課についての配慮)

第十条 労働大臣は、必要があると認めるときは、公共事業(國自ら又は國の負担金の交付を受け、若しくは國庫の補助により地方公共団体等

が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。)を計画実施する國の機關又は地方公共団体等(これらとのものとの請負契約その他の契約に基づいてその事業を施行する者を含む。)に対し、漁業離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができる。

(船員となる者に関する特例等)

第十一條 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員となる

うとする漁業離職者に関しては、第三条から第九条までの規定(第四条第一項(第一号及び第二号を除く。)を除く。)中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「公共職業安定所長」とあるのは「海運局長」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、「公共職業訓練施設の行う職業訓練」とあるのは「職業訓練」と、「公共職業安定所」とあるのは「海運局」と、第四条第一項(第一号を除く。)中「公共職業安定所長」とあるのは「海運局長(運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十九条の海運局の長をいう。以下同じ。)」と、第七条第一項第二号中「広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための広域求職活動費」とあるのは「手帳所持者の知識及び技能の習得を容易にするための技能習得手当」とする。

2 前項に規定する漁業離職者に関しては、第三条第二項、第六条、第七条第二項及び第三項並びに前条の規定は適用しない。

3 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第十三条第一項中「他の法令」とあるのは、「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第一号)及びその他の法令」とする。

(船員保険法の特例)

第十二条 手帳所持者であつて船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三条ノ三第一項の規定に該当するもののうち、公共職業安定所(同法第三十三条ノ四第一項に規定する公共職業安定所をいう。)又は海運局(同法第三十三条

ノ四第一項に規定する海運局をいう。)(以下この項において「公共職業安定所等」と総称する。)の長が次の各号に該当すると認めたものであり、かつ、同法第三十三条ノ十二第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上であるものについては、同法第三十三条ノ十二ノ二第一項の規定にかかるらず、次項の規定による期間内の失業している日について、同法同条同項の規定により、同法同条同項の所定給付日数(同法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以下この項において同じ。)を超える失業保障金の支給を行うことができる。この場合において、当該所定給付日数を超えて失業保障金を支給する日数は、同法同条同項後段の規定にかかるらず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

一 所定給付日数に相当する日数分の失業保障金の支給を受け終わる日(船員保険法第三十三条ノ十三から第三十三条ノ十三ノ三までの規定により職業補導延長給付又は全国延長給付を受けている者については、これらの規定によるこれらの給付が終わる日)までに職業安定所等に就くことができる見込みがなく、かつ、特に再就職のために援助を行なう必要があると認められる者

二 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所等に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所等の紹介する職業に就くこと、第五条第二項の規定による公共職業安定所等の長の指示した職業訓練等を受けること又は同条第三項の規定による就職指導を受けることを拒んだことのある者以外の者

2 前項及び船員保険法第三十三条ノ十二ノ二第一項の規定による失業保障金の支給を受けることができる者の同法同条第二項に規定する支給を受ける期間は、当該期間に三十日を加えた期間とする。

### 3 第一項の規定の適用を受ける者に対する船員保険法の規定の適用については、同法第三十三条ノ十三ノ三第一項中「個別延長給付及職業補導延長給付」とあるのは、「個別延長給付(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第一号)第十二条第一項ノ規定ニ依ルモノヲ含ム以下同じ)及職業補導延長給付」とする。

(附則)  
1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。  
(施行期日)  
2 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。ただし、この法律の失効の際現に手帳所持者である者に関する限りは、なおその効力を有する。

(労働省設置法の一部改正)  
3 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のよう改正する。  
第十一条第一項第八号中「炭鉱離職者臨時措置法(第五条及び第三章の規定を除く。)」を「炭鉱離職者臨時措置法(第五条及び第三章の規定を除く。)」(同法第三条の規定を除く。)に改める。

4 第十条の二第六号中「炭鉱離職者」を「炭鉱離職者・漁業離職者」に改める。  
第十八条第一項中「炭鉱離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。)」を「炭鉱離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。)」(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(これに基づく命令を含む。))に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)  
4 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第一号の次に次の一号を加える。  
十一の二 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律

本案施行に要する経費としては、約七十五億円の見込みである。  
本案施行に要する経費としては、約七十五億円の見込みである。  
漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、漁業離職者の職業及び生活の安定に資するため、再就職の促進等のための特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 第号)

昭和五十二年十二月十三日印刷

昭和五十二年十二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局